



おかじま つよし
岡島 剛 議員
OKAJIMA Tsuyoshi

Q. 町道の通行規制の見直しは

A. 沿線住民の合意が必要

豊山小学校の通学路となっているため、町道354号線の豊山小学校校門前から町道56号線（豊山交番から八所神社）までが歩行者専用道路となっている。その規制時間が午前7時から午後5時までと10時間になる。また、この規制は、日曜・休日を除くとなっている。他の町道では、このような長時間の規制は、あまり見受けられない。

町道354号線の沿線に建売住宅やアパートなどが建ち、この町道を利用する方が増加し、大きく様変わりしている。沿線住民の方から、現状では、当該道路を通行することができると通行禁止道路通行許可証を取得するのに手間がかかること、遠くから来訪する親戚や友人の方も、通行許可証を取得していないと自動車などでは家に入つてくれないといった苦情をいただいている。

当然、歩行者の安全が最優先となるが、住民の方の利便性の向上も重要である。



規制変更を

Q 長すぎる規制時間を、例えば午前7時から午前9時と午後2時から午後4時の児童・生徒の登下校時刻に限定するなど、規制時間を変更することは可能であるか。

A 企画調整部長

当該道路は、豊山小学校の通学路に指定されている。そのため、規制内容を変更する場合は、沿線住民の了解や、豊山小学校との調整などが必要となる。これらの条件が整った場合、西枇杷島警察署を通じて愛知県公安委員会が決定する。

Q この規制で除外されている休日とは、国民の祝日に関する法律で規定されている元日や成人の日など16日と振替休日になるが、土曜日が含まれていない。

平成14年4月から学校週5日制となり、土曜日が休業日になった。学校休業日の土曜日も規制を除外するべきと考えるが、どうか。

A 企画調整部長

長い年月の間に週休2日制の普及や生活習慣、沿線の状況など大きな変化があり、規制に対する考え方も変わってきているものと思うが、規制内容を変更する場合は、沿線の住民などの了解が必要となる。

Q 通学路が変更になった後、通学路の看板が残っている事例があったが、必要になった看板の撤去は定期的に行っているのか。

A 企画調整部長

通学路は、毎年、通学路点検を実施し、児童の安全確保を図っており、その結果、通学路を変更する場合は、必要となった看板は、随時撤去している。

Q 町道の通行の利便性を考えると、町全体の規制について見直しが必要と考えるが、町としての考えはどうか。

A 企画調整部長

繰り返しになるが、交通規制の解除や新設、変更については、子どもや高齢者などの交通弱者の安全確保を第一に、沿線住民の方の合意形成、学校との調整などが必要となる。そのため、町が町域全体を一律に見直ししていくことは困難であると考えている。



登下校時は規制が必要